



## ふるさと納税は課税逃れ制度 自己負担を所得に見合った額に

高額な返礼品が問題視されている「ふるさと納税」。野田聖子前総務大臣は9月11日の記者会見でその法規制について言及し、「ふるさと納税はショッピングではない」と述べた。

ふるさと納税はショッピングだからいけないのか。それだけでは決していないだろう。問題の核心は、この制度がわが国の地方財政運営の深刻な実態を無視した、「高額納税者の事実上の課税逃れ制度」と化してしまっている点にあるのではないのか。

### 高所得者が公然と課税逃れ

ふるさと納税創設の当初の趣旨は「今は都会に住んでいても、生まれ育った故郷に納税できる制度があってもよいのではないか」だった。受け入れ額が急増したのは、高価な返礼品競争が過熱してからで、2017年度には実に3653億円に達した。

ふるさと納税といっても、納税者が自腹を切るのはわずか2000円。自分が住む自治体に納めるべき住民税や所得税の相当な部分を納めずに済む。所得税や個人住民税から控除される上限は、

家族構成にもよるが、年収500万円ですら3万～6万円、700万円ですら7万～11万円、1000万円ですら15万～18万円程度。要するに、自らの居住地で水道を使いゴミを出し、子どもを公立の学校に通わせているのに、自分の所得に見合う住民税の負担もせず、場合によってはわずか2000円の負担で、真面目に住民税を納める他の住民の負担に公然と“ただ乗り”することが、お国のお墨付きで認められていることになる。

加えて、非居住者である納税者向けに自治体側から返礼品を送る慣行があつという間に広がり、過熱した。高級な酒、肉、電化製品のみならず、ハワイの宿泊券や航空会社のマイレージのポイントといった高価な返礼品までもらえる。高所得者ほどのどからつい手が出てしまう「お得」で「利用しなければ絶対損」とでもいうべき制度と化した。ふるさと納税をすれば、地元の行政サービスにかなりの程度ただ乗りでき、しかも納税額のかなりの部分を、高価な返礼品の形で自分の懐に取り戻せるからだ。

そもそもこの国で増税がこれほど嫌がられるのは、国民の大多数のなかに「税金は自分よりもお金持ちの人が払えばよい」という潜在的な意識があるからだろう。それでいて年金はもらいたいし、教育も医療もできる限り無償で受けたい。「負担」は毛嫌いするが「見返り」をもらうのは大好き。これがこの国の何とも虫のよい国民性なのだ。何でも“お上頼み”で、社会を維持するコストを誰が負担するのかという“シチズンシップ”の意識は完全に欠落している。今の自分達の懐の中のことばかり気にして、コストを誰がどのように負担するのが公平か、という議論からは逃げてばかり。いつまでたっても負担の在り方の議論や調整ができない結果、後の世代への借金ばかりが積み上がっていく。これがこの借金大国の現実だ。

ふるさと納税は、単純化すれば「居住地での納税義務からは逃れられるうえに高価な返礼品がもらえる」という枠組み。こうした私たち国民の「負担は嫌うが見返りは大好き」という国

民性をまるで狙い澄ましたかのような制度設計になっている。だからこそ、当初の想定外の規模にまで“大化け”する結果となった。現にインターネット上には、「ふるさと納税サイト」なるものが数多く存在する。

### 減収分は臨財債につけ回し

では、こうした高額納税者の事実上の課税逃れ制度を許容しているこの国の地方財政運営の実態はどうなっているのか。

総務省は去る7月、本年度のふるさと納税での住民税の控除額を公表した。これは、同納税を行った住民が居住する自治体が得るべき本来の税収を、どれほど取りはぐれたかに相当する。最大は約64万人が同納税を行った東京都で、彼らのふるさと納税931億円のうち上述の基準に当てはまる646億円の税収を東京都および都下の市区町村は失った。

彼らのふるさと納税の相当な部分は、相手先自治体ではなく高価な返礼品に形を変え実質的には彼らの懐に入った。返礼品の金額をふるさと納税額の3割以下にとどめるようにとの総務省の通知にまだ従っていない自治体は9月時点でもなお246団体存在する。都民からの“見返り”目的での同納税が、そうした自治体向けに相当な金額で行われているとみられることからすれば、都民の懐に取り戻された金額は931億円の3割では到底済まない規模に達している可

能性もある。要するに、東京都民の分だけで、数百億円規模の高額納税者中心の事実上の課税逃れが発生しているのだ。

あくまで筆者の推測に過ぎないが、この制度導入の際、余りにも目に余る税収の東京一極集中に、何とか一矢報いてやりたいという思いが政治家や国民のどこかにあったのではないか。もしそうなら、今日の結果はその狙い通り、ということか。

しかしながら、ふるさと納税を行うのは都民ばかりではない。地方交付税の交付団体であれば、という条件付きではあるが、ふるさと納税による税の流出分の75%は交付税措置で補てんされる。ひるがえって、その地方交付税制度の実態をみれば、交付税の本来の原資である国税5税が、交付税として本来必要な額に不足する状態に陥ってすでに20年以上が経過している。

かつては交付税特別会計の借り入れでしのいでいた時期もあったが、現在の臨時財政対策債という、交付団体に財源不足分の借金のつけ回しをする奉加帳方式をとるようになって今年で18年目だ。総務省は入ってくる当てのない税収を含めた交付税配分をすでに20年以上、来る年も来る年も実施していることになる。

こうした実態に鑑みれば、ふるさと納税に起因する減収分にかかる交付税措置の上乗せ分は、結局、全国の交付団体向けの、臨時財政対策債という奉加帳に

上乗せされることになる。これがふるさと納税の実態だ。マクロでみれば、地方財政全体を改善させる効果などないのだ。

### 返礼品規制では解決せず

ふるさと納税は、高額返礼品を規制し、返礼品を地場産品に限るように法改正をすればすむ問題ではないことは明らかだろう。そもそも、総務省が返礼品に関する通知を発した際、なぜ「3割」としたのかも定かではない。この国の慶弔時の慣習である「半返し」「3分の1返し」といった一般的な社会通念あたりが根拠ということか。しかしその基準を徹底したところで、少なくとも3割相当の課税逃れ問題は残ってしまうのだ。

野田前総務大臣も言ったようにふるさと納税が寄付だというのなら、それを徹底する枠組みに抜本的に改めることが求められる。問題は自己負担分を一律の2000円という少額にとどめ置いている点にあり、これを各納税者の所得水準に見合った金額に見直すべきだろう。そうすれば、ふるさと納税全体の金額は減少すれども、本来の意味で厚意と志ある人々による寄付のみに収束していくのではないか。

そして何よりも、税収が偏在するわが国の地方財政制度について、納税者の気まぐれ頼みの制度ではなく、抜本的な見直しに取り組むことが求められる。(日本総合研究所 調査部 上席主任研究員)